

## 地域まちづくり推進事業実施計画書

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 事業実施者            | 団 体 名<br>豊岡消防団活性化実行委員会  |
| 2 事業の名称            | 豊岡消防団活性化事業  |
| 3 事業の目的<br>※地域課題など | 豊岡地域内の消防団等の関係団体が連携し、地域住民や事業所等に対し、地域防災に関する啓発等を行うことにより、自主防災意識の向上に寄与することを目的とする。  |
| 4 事業内容             | <p>東光消防団活性化実行委員会と協力し、住民や地域事業所に対し、地域防災や消防団活動のPRなどを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>地域防災啓発・消防団活動周知用オリジナル物品の作成<br/>ポケットティッシュ，うちわ<br/>※いずれも、オリジナルに作成した写真や情報を掲載し作成。<br/>実行委員会事業や地域事業で配布し活用する。</li><li>地域事業所に向けた地域防災啓発（東光消防団活性化事業と共同実施）<br/>周知啓発用物品等を活用した、地域住民や地域事業所への啓発。<br/>旭川信金店舗（あたご支店，東旭川支店 等）への啓発ブース設置 等。</li></ol> <p>※ 東光消防団活性化事業への共同開催事業への協力<br/>自主防消火栓等のコミュニティ防災資機材を活用した体験を含めたイベント等の事業へ、啓発物品の活用や、担い手等の協力を行う。</p> |
| 5 事業期間             | 令和 5年 6月 1日 から 令和 6年 3月 31日まで   |

収 支 予 算 書

|       |               |
|-------|---------------|
| 事業の名称 | 豊岡消防団活性化事業    |
| 団体名   | 豊岡消防団活性化実行委員会 |

1 収入の部 (単位：円)

| 科 目 | 予算額    | 収入内訳              |
|-----|--------|-------------------|
| 補助金 | 55,000 | 旭川市地域まちづくり推進事業補助金 |
| 合 計 | 55,000 |                   |

2 支出の部 (単位：円)

| 科 目   | 予算額    | 左のうち<br>補助対象経費 | 支出内訳                                    |
|-------|--------|----------------|---|
| 消耗印刷費 | 51,040 | 51,040         | 啓発用オリジナル物品作成 40,000<br>その他事務用品 等 11,040 |
| 通信運搬費 | 3,000  | 3,000          | 資料等郵送料 3,000                            |
| 食糧費   | 960    | 960            | 80円×4×3回=960(実行委員会時お茶代)                 |
| 合 計   | 55,000 | 55,000         |   |

## 豊岡消防団活性化実行委員会 会則

### (名称)

第1条 本会は、「豊岡消防団活性化実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は会長宅に置く。

### (目的)

第2条 委員会は、豊岡地域内の消防団等の関係団体が連携し、地域住民や事業所等に対し、地域防災に関する啓発や消防団活動の周知等を行うことにより、自主防災意識の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、事業を実施する。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 豊岡地域内で地域活動等をしている者
- (2) 豊岡地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者
- (3) 委員会が特別に認めた者

### (役員)

第5条 委員会に会長、副会長、会計、監査の役員を置く。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計事務を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### (会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

### (補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

#### 附 則

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

## 豊岡消防団活性化実行委員会 名簿

(敬称略)

| 役員  | 氏名    | 所属団体等                              |
|-----|-------|------------------------------------|
| 会長  | 山本 吉春 | 豊岡まちづくり推進協議会委員<br>(旭川市消防団第4分団 分団長) |
| 副会長 | 兼松 徳良 | 旭川市消防団第3分団                         |
| 会計  | 滝川 岳雪 | 旭川市消防団第6分団 分団長                     |
| 監査  | 高木 二郎 | 旭川市消防団第5分団 分団長                     |